



戸沢村放課後児童クラブ利用のご案内



1. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは

就労などの理由で、放課後や長期休みなどに保護者等が家庭にいない児童をお預かりし、「集団生活」や「遊び」を通して児童の健全育成を図るとともに、保護者等が安心して就労できる環境を提供します。

2. 利用基準

- (1) 保護者が就労等により、下校後に保護者等が家庭にいない場合。
- (2) 保護者が疾病や傷病により、下校後に児童の世話をする者がいない場合。
- (3) 祖父母が同居しているが、就労または疾病等の状態で児童の世話ができない場合。
- (4) 保護者に係る事情により、児童の世話ができない場合。
- (5) その他健全育成を図る必要がある児童。

3. 対象児童

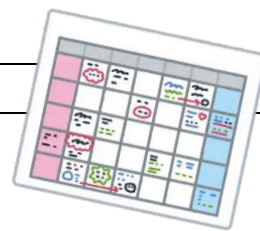
・戸沢学園1年生から4年生までの児童で、保護者等が放課後家庭にいない児童
※4年生までの利用となっておりますが、家庭の状況などによっては5・6年生の児童もご利用いただけますので、ご相談下さい。

4. 利用形態

通 年 利 用	1年間（1ヶ月以上の継続利用）
長期休業期間利用	夏・冬・春休み（終業式の日から始業式の日まで）
緊 急 時 の 利 用	仕事や急用時など（一時的な利用）

5. 開所日時及び場所

開 所 日	月曜日～金曜日、土曜日
開所時間	登校日： 下校時 から 18時30分 まで 休校日： 8時00分 から 18時30分 まで ※休校日とは、土曜日及び長期休み
休 所 日	日曜日・祝日、年末年始（12/29～1/3） ※その他、教育委員会が必要と認める日
開設場所	戸沢村中央公民館2階（戸沢村大字名高1593-86）



6. 利用料

利 用 料	月額 3,000円 / 日額 300円 ※月10日間以上の利用の場合、月額3,000円となります。 ※2人目以降は、利用料が半額となります。
おやつ代	1食 100円程度
保 険 料	児童安全互助会保険料 年間 1,100円



7. 申込方法

新年度当初から利用を希望の方は、【新規利用】【継続利用】どちらも申請が必要となります。



提出書類	●戸沢村放課後児童健全育成事業利用申込書 ●戸沢村放課後児童健全育成事業利用申込関係調書 ●就労証明書（提出期限まで間に合わない場合はお知らせください） ※同一世帯から2人以上利用される場合は、利用人数分の申込書及び証明書類の提出が必要となります。（証明書類については、2人目以降は写しでも可能です） ※就労証明書については、世帯全員分の提出をお願いします。
提出先	戸沢村教育委員会（戸沢村中央公民館） または 戸沢村放課後児童クラブ
提出期限	令和7年11月28日（金） まで（年度当初から利用希望の方）
面談日時	12月中旬以降 ※申込された方は、後日面談日時を通知いたします。

※申請書類は、戸沢村教育委員会窓口及び放課後児童クラブで配布します。（HPからのダウンロードも可能です）

※利用の可否については、審査後に通知書を郵送いたします。



＜申込が定員を超えた場合の優先順位について＞

- ・定員を超えて利用申込があった場合、児童の学年と家庭状況により利用決定します。
- ・低学年の児童を優先します。
- ・家庭状況では、ひとり親家庭を優先します。
- ・兄弟で申込をしても年少児童を優先しての利用となる場合もあります。

8. その他

・利用申込は、年度途中でも随時受け付けておりますが、定員状況によってはご利用いただけない場合がありますので、戸沢村教育委員会または戸沢村放課後児童クラブまでご相談下さい。

・ご不明な点は、戸沢村教育委員会または戸沢村放課後児童クラブへお問い合わせください。



【問い合わせ先】

戸沢村教育委員会 8時30分から17時15分まで
TEL：0233-72-3242 FAX：0233-72-2307

戸沢村放課後児童クラブ 10時00分から18時30分まで
TEL：0233-32-0072 FAX：0233-32-0072
Mail：gakudou@vill.tozawa.yamagata.jp